○東北地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月一日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	山形市大野目四丁目三〇七番六から同市浜崎二四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月一日

○関東地方整備局告示第三百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月一日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市大字箕田字団右エ門一七四〇番一まで	前	A 一九・七六～七一・六〇	一八・三七一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・〇〇～三六一・〇〇	五・九二八	
		C 〇・〇〇～一八七・〇〇	二・一二四	
	後	A 一九・七六～七一・六〇	一八・三七一	
		B 一二・〇〇～一四五・〇〇	五・九二八	
		C 〇・〇〇～一八七・〇〇	二・一二四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市内島三五〇番一から同市柴野内島字中島田七二六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月一日

○中国地方整備局告示第百四十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年八月一日　中国地方整備局長　福田　功

一　登録建築物調査機関の名称　株式会社広島建築住宅センター

二　住所　広島県広島市中区八丁堀十五番十号

三　代表者氏名　代表取締役社長　栗栖　繁

四　登録年月日　平成二十三年八月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地　株式会社広島建築住宅センター　広島県広島市中区上八丁堀十五番十号

○中国地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月一日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八三一番一から松江市玉湯町布志名四八二番三まで	前	A 九・〇〇～七七・九〇	一二・一一六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・五〇～一一六・〇〇	一〇・九七八	
	後	A 九・〇〇～七七・九〇	一二・一一六	
		B 一三・五〇～一〇六・一六	一〇・九七八	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○四国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
徳島県海部郡美波町山河内字横川一〇番四から同町山河内字なか一番三まで	前	九・〇二～一五・七二	〇・〇一五	
	後	一一・三〇～一八・〇九	〇・〇一五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	徳島県海部郡美波町山河内字横川二一番一から同町山河内字なか一番三まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月一日